

# 質 問 書

2022 年 9 月 12 日

「コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修事業準備調査」

(公示日:2022 年 8 月 31 日/調達管理番号:22a00405)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P9,10 第2章第5条(7)環境社会配慮	2006 年の環境影響評価で承認されたと記載がありますが、本体事業以外のコンポーネント(土取り場、土捨て場、PCB 等有害物質保管地、等)での IEE/EIA が必要になった場合も、本調査の契約変更等で対応するのは、追加の環境社会配慮調査であり、環境許認可の取得までは求めないという理解で合っているでしょうか	環境許認可の取得については先方実施機関にて行います。本体事業以外のコンポーネントで取得が必要になった場合も同様ですが、その場合、実施機関が環境許認可の取得を行う場合に必要な情報の収集を、受注者に、契約変更の上、実施頂くことを想定しています。
2	P12 第2章第5条(10) ICT 技術の活用	ICT 技術の適用において、機材運搬費や情報・データ購入などの直接経費が別途生じる場合は、本見積りに計上するのか、別見積りに計上するのかどちらでしょうか。	別見積り(価格競争の対象としない)とします。
3	P20 第2章第6条(15)実施機関事項の確認	住民移転が発生する場合は、契約変更したうえで、RAP の作成(移転補償、移転地の確保等)まで実施するのでしょうか	既設の水力発電所の改修のため、住民移転の発生は想定していませんが、本体事業以外のコンポーネントで移転の実施が必要となった場合には、契約変更の上、RAP 案の作成を実施頂くことを想定しています。
4	P21 第2章第6条(16)、11) 環境レビュー	「本体事業の環境レビューを E/S 借款供与前に行わない場合には、当該 E/S 借款供与時の物理的準備作業に係る環境社会配慮を上記 10)の項目を準用して行う」の“物理的準備作業に係る環境社会配慮”というのは、具体的には、E/S 借款時に実施する追加の EIA/RAP 実施に資する検討という理解で合ってますでしょうか。	今回は E/S 借款の検討は実施しませんので、ご放念ください。

5	P22 第2章第6条(17)ジェンダー視点 に立った調査	Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合」は、相手国側からの要請ということでしょうか	案件形成のための参考資料として必要となる可能性があるという趣旨で、要請する主体は、先方政府の他、発注者も想定されます。
6	P23 第2章第6条(25)ファクトファイン ディングミッションへの協力	ファクトファインディング同行時は、コンサルタント側で通訳の手配は不要ということでしょうか。	JICA 団員の通訳は不要です。
7	P25 第2章第7条成果品等 5)ファイナルレポート	英文はドラフトファイナルでは出さずに、ファイナル・レポートのみですが、英文についてのコメントはファイナル提出時に出てくるということでしょうか。	ファイナル・レポートの英文は、ドラフトファイナルでのコメントを反映させた内容であるという想定のため、英文へのコメントは想定していません。
8	P30 第3章2. (3)現地再委託	現時点では再委託の調査範囲が明確ではなく、その必要性の判断基準も書いてありません。公平性の観点から、別見積りにしていただけませんかでしょうか。	別見積もりとします。
9	P31 第3章2. (9)通訳	同国の配電案件では、本邦、現地、両方の通訳備上が可能となっていました。本件では、本邦備上通訳は認められないのでしょうか。	本邦からの備上を認める趣旨で、以下のとおり修正します。 【変更前】 必要に応じて現地備上の通訳(英仏)の配置を認めます。特殊備人費として積算計上しプロポーザルで提案ください。 【変更後】 本邦備上通訳または現地備上の通訳(英仏)の配置を認めます。本邦備上通訳の場合は一般業務費のうち通訳備上費として計上ください。現地備上とする場合は特殊備人費として積算計上ください。

以上